

通達区分	例規通達
有効期間	30年

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本規第135号
令和8年3月9日
宮城県警察本部長

自動車保管場所証明等事務取扱要綱の一部改正について（通達）

自動車保管場所証明等事務の取扱いについては、「自動車保管場所証明等事務取扱要綱の一部改正について（通達）」（令和7年3月3日付け宮本規第102号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、自動車保管場所証明等事務取扱要綱の一部を別添のとおり改正するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、旧通達は廃止する。

記

1 主な改正点

- (1) 「規制改革実施計画」（令和7年6月13日閣議決定）を踏まえた様式の改正を行った。
- (2) 軽微な記入漏れ等があった場合の申請等の受理について明記した。
- (3) その他文言の整理等を行った。

2 施行期日

令和8年3月16日

3 留意事項

旧通達の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この通達の様式によるものとみなし、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別添

自動車保管場所証明等事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「施行令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき、警察署長（以下「署長」という。）が行う自動車の保管場所証明等の事務について、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条第2項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）をいう。

2 保有者

自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。

3 使用の本拠の位置

自動車の保有者その他自動車の管理責任者等の所在地をいう。

4 保管場所

車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所で、施行令第1条各号に規定する全ての要件を備えたものをいう。

5 OSSシステム

自動車を保有するために必要な手続の申請並びに税及び手数料の納付を電気通信回線を通じて一括して行うことができるシステムで、都道府県警察、地方運輸局運輸支局、都道府県税事務所及び車両法第7条第4項に規定する登録情報処理機関がそれぞれ管理する個別のシステムを連結して構成されたものをいう。

6 証明通知

署長が、自動車の保管場所として申請された場所が、当該自動車の保管場所として確保されていることを証明する旨の通知で、OSSシステムを用いて当該署長の使用に係る電子計算機から当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局運輸支局長の使用に係る電子計算機に送信することによって行われるものをいう。

7 証明通知申請

自動車の保有者が、署長に対して、証明通知を行うことを求める申請をいう。

8 署長印

宮城県警察公印規程（昭和34年宮城県警察本部訓令第10号）別表第1に規定する署長印をいう。

9 休日

宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項に規定する休日をいう。

10 電子証明書

宮城県警察における電子署名に関する訓令（平成30年宮城県警察本部訓令第3号。以下「訓令」という。）第2条第2号に規定する証明書をいう。

11 電子証明書管理者

訓令第4条の証明書管理者をいう。

第3 自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度関係

1 自動車保管場所証明申請書及び自動車保管場所届出書

自動車保管場所証明の申請又は自動車保管場所の届出（以下「申請等」という。）は、自動車1台ごとに1件の自動車保管場所証明申請書（別添1。以下「証明申請書」という。）又は自動車保管場所届出書（別添2。以下「届出書」という。）（以下これらを「証明申請書等」という。）の提出を受けるものとする。

なお、別添1及び別添2を使用する際は、様式の右上記載の別添番号を削除すること。

また、証明申請書は、署長に対して原則2通の提出を求めているところ、申請者の負担軽減を図るため、申請者が、証明申請書を1通のみ提出した場合においては、当該証明申請書を複写し2通の証明申請書による申請として取り扱い、当該申請を受理すること。この場合において、申請者が証明申請書を2通提出するために再度警察署に出頭することのないようにすること。

2 証明申請書及び届出書の記載方法等

証明申請書及び届出書の記載方法は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 証明申請書の申請者及び届出書の届出者（以下「申請者等」という。）の氏名欄

申請者等が法人である場合は、その名称、代表者の役職及び氏名を記載させること。

(2) 使用権原欄

申請等に係る保管場所の所有者が、申請者等本人にあつては「自己」に、申請者等以外にあつては「他人」に、申請者等を含む複数人の共有にあつては「共有」に丸印を付させることとするが、この欄に丸印等が付されていない場合であっても、申請等は受理すること。

(3) 連絡先欄

申請者等が申請者等以外の者の協力を得て保管場所証明に係る申請等を行った場合をはじめ、申請等の内容について、その協力者と連絡を取る必要があるときに当該連絡を円滑に行うため、当該協力者の氏名及び電話番号を記載させ

ることとするが、この欄が空欄であっても、申請等は受理すること。

(4) 新規代替欄

申請等に係る保管場所に新規又は追加で申請等に係る自動車を保管する場合にあつては「新規」に、申請等に係る保管場所に保管中である申請者等の自動車との入替えにより申請等に係る自動車を保管する場合にあつては「代替」にそれぞれ丸印を付させることとするが、この欄に丸印等が付されていない場合であっても、申請等は受理すること。

(5) 登録番号等欄

前記(4)において選択した内容によってそれぞれ次のとおり記載させること。

ア 「新規」を選択した場合

軽自動車のときを除き、前車欄及び現車欄をともに空欄とする。

イ 「代替」を選択した場合

前車欄には代替される自動車の登録番号又は車両番号を、現車欄には申請等に係る自動車の登録番号（届出にあつては登録番号又は車両番号）をそれぞれ記載させる。

なお、前車欄及び現車欄が空欄であっても、申請等は受理すること。

3 添付書面

規則第1条第2項（規則第3条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、証明申請書等に添付する書面は、次のとおりとし、申請等の際に添付することが必要な書面として規則で定められていないものの添付を求め、この提出又は提示がないことを理由に当該申請等を不受理にし、又は申請等を行う者にそのような誤解を与えるような対応をしてはならない。

なお、別添3から別添5までの様式を使用する際は、様式の右上記載の別添番号を削除すること。

(1) 使用権原疎明書面

規則第1条第2項第1号に規定する書面は、次に掲げるいずれかの書面とする。

ア 自動車の所有者の土地又は建物を保管場所に使用する場合

保管場所使用権原疎明書面（自認書）（別添3）

イ 他人の土地又は建物を保管場所に使用する場合

当該土地又は建物を借用していることを疎明する次に掲げるいずれかの書面で、原則として保管場所の使用期間が、申請が行われた日から起算して1か月以上であるものとする。

(ア) 保管場所使用承諾証明書（別添4）

(イ) 駐車場の貸借契約書の写し

(ウ) その他当該自動車の保管場所について、自動車の所有者が使用権原を有することを疎明する、賃貸人等が発行する書面

(エ) 前記(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、自動車の所有者が当該申請に

係る場所を保管場所として使用する権限を有することを疎明する書面

ウ 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合

自己以外の共有者が連署した保管場所使用承諾証明書で、原則として保管場所の使用期間が、申請が行われた日から起算して1か月以上であるものとする。

(2) 所在図及び配置図

ア 規則第1条第2項第2号に規定する所在図（以下「所在図」という。）及び同項第3号に規定する配置図（以下「配置図」という。）は、保管場所の所在図・配置図（別添5。以下「保管場所の所在図等」という。）又はイ及びウにより作成された書面の提出を求めること。ただし、次に掲げる場合は、所在図の作成を省略することができることに留意するとともに、申請者の負担軽減の観点から、安易に同項ただし書に基づく所在図の提出を求めないこと。

(ア) 証明申請書の場合

a 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって当該申請に係るもの以外のものをいう。以下このaにおいて同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

b 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（前記aの規定に該当する場合を除く。）。

(イ) 届出書の場合

a 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって当該届出に係るもの以外のものをいう。以下このaにおいて同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。

b 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（前記aの規定に該当する場合を除く。）。

イ 所在図の作成

所在図には目標となる地物、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を表示するとともに、自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置の間の距離を明記させるものとし、市販等の地図や任意の様式の図面によっても差し支えないものとする。

ウ 配置図の作成

配置図には当該申請に係る場所の周囲の建物、空地及び道路を表示し、さらに保管場所の寸法や道路の幅員を明記させるものとする。

また、保管場所の所在図等におけるシャッターの有無欄は、当該保管場所にシャッター等の遮蔽物が設けられている場合にあつては「有」に、設けら

れていない場合にあつては「無」にそれぞれ丸印を付させることとするが、この欄に丸印等が付されていないときであっても、申請等は受理すること。

(3) 複数自動車の申請等の場合の書面

同一の保管場所に複数の自動車を保管する内容の申請又は届出が同時になされた場合は、前記(1)及び(2)の添付書面は1通とすることができる。

4 法第12条の規定により、報告又は資料の提出を求める書面

(1) 証明申請書等及び添付書面がそろっており、必要事項が記載されていれば、当該申請等は受理しなければならないため、例えば、申請者等の住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合であっても、その理由を確認するための書面の提出又は提示がないことを理由に不受理とし、又は申請者等にそのような誤解を与えるような対応をしないこと。

(2) 住居地と自動車の使用の位置が異なる理由を確認する必要があるときは、申請者等にその理由を質問し、口頭で回答を受けた上で警察側で記録化するなど、申請者等の負担を生じさせずに必要な確認を行うよう努めることとするが、申請者等が、任意に、その理由を疎明する書面を添付してきたときは、これを受理することは差し支えない。

(3) 前記(2)の場合において、理由を質問したが回答が得られなかったとき、口頭でのみの回答では自動車の使用の本拠の位置の真正性に疑義が生じるとき等、車庫飛ばし等の違法行為が考えられるときは、当該申請等を受理した後に、法第12条の規定に基づき、次に掲げるような報告又は資料の提出を求めること。

ア 申請者若しくは届出者の住所又は自動車の本拠の位置を確認するための書面

(ア) 住民票の写し

(イ) 印鑑証明書

(ウ) 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等

イ 保管場所として使用する権原を有するかどうか確認するための書面

(ア) 当該土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄抄本若しくはその写し

(イ) 当該土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村長の発行する固定資産評価額証明書、公課（公租）金証明書等

5 審査

証明申請書等を受理する際は、審査項目（別表第1）による審査（以下単に「審査」という。）を行うものとする。

6 受理時の取扱い

(1) 受理番号

前記5の審査の結果、適当と認められるものについては、受理番号を付与して受理すること。

(2) 車台番号が未記入の場合の措置

証明申請書等に車台番号が未記入で行われた申請等についても受理すること

とするが、当該車台番号を記入するまでは、自動車保管場所証明書（別添1。以下「証明書」という。）を交付しないこと。

(3) 軽自動車に係る届出の場合の特例

軽自動車に係る届出については、車両番号の指定の処分を受けてから行われる場合は、届出書における登録番号等の現車欄への車両番号の記載及び自動車検査証の写しの添付があれば、車台番号の記載がなくても受理すること。この場合についても、できる限り車台番号を記載するよう保有者の協力を得ること。

(4) 保有者が変更する場合の届出をするときの変更前の自動車の保管場所の位置欄

保有者が変更する場合に、法第7条（法第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出をする新保有者は、変更前の自動車の保管場所の位置を知り得ないことがあることから、届出書における変更前の自動車の保管場所の位置欄は、空欄とすること。

(5) 訂正の方法

証明申請書等に訂正がある場合は、訂正したことが明らかとなるよう、当該訂正箇所を二重線等で訂正させること。

なお、申請者等の利便性に配慮しつつ、訂正後の記載内容が不明確になるような大幅な修正を行う場合には、新たな用紙に記載し再提出するよう申請者等に教示すること。

(6) 交付予定日の告知

証明申請書等を受理したときは、当該申請に係る証明書の交付予定日を告知すること。

(7) 処理状況の管理

証明申請書等を受理した場合は、宮城県警察自動車保管場所管理システム（以下「保管場所管理システム」という。）に申請又は届出されたデータを入力して、受理日ごとに自動車保管場所証明等事務取扱簿（別記様式第1号。以下「証明事務取扱簿」という。）及び自動車保管場所証明書受領簿（別記様式第2号。以下「受領簿」という。）を出力し、受理した申請等の処理状況を管理すること。

なお、警察行政手続オンライン化システムで届出書を受理した場合は、証明事務取扱簿の備考欄等にオンライン申請である旨を記載して管理すること。

7 手数料の徴収

証明申請書等を受理するときは、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）の規定に基づき、申請者から手数料を徴収するものとする。ただし、手数料の免除対象（国又は地方公共団体のことをいう。以下同じ。）に係る申請又は届出の場合は、手数料の全部を免除する。

8 証明通知申請

(1) 証明通知申請の受信

証明通知申請として、証明申請書に相当するデータ及び添付書面のデータについては、自動車1台ごとに1件の送信データを受けること。

(2) 証明通知申請の申請者

証明通知申請の申請者が法人である場合は、その名称、代表者の役職及び氏名を入力させること。

(3) 証明通知申請の審査等

ア 証明通知申請データの印字出力等

休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までの間においては、常にOSSシステムを起動させ、証明通知申請の有無を確認し、証明通知申請が到達した場合は、証明申請書に相当するデータ及び添付書面のデータを印字出力してその内容を審査すること。

イ 証明通知申請の審査

(ア) 他の警察署の管轄に係る証明通知申請が到達した場合は、速やかに当該申請を当該管轄警察署に転送すること。

(イ) 審査の結果、申請内容に不備があり、これを補正する必要がある場合は、OSSシステムを用いて、申請者に補正を行わせること。

(ウ) 前記(イ)の規定について、補正の通知をした日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に当該補正が行われなかった場合は、補正期限切れとして、証明不可の手續を執ること。

(4) 受理時の取扱い

ア 車台番号が入力されていない証明通知申請についても受理することとするが、当該車台番号が入力されるまでは、証明通知を行わないこと。

イ 申請者の住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合は、当該自動車の運行の用に供する拠点として使用し、かつ、自動車の使用の管理をする実態を備えている場所であることを疎明する書面データの送信を求めること。ただし、この資料は申請者の任意の協力に基づくもので、提出がないことを理由に不受理にしたり、誤解を与えるような対応をしないこと。

ウ 証明通知申請を受理した場合は、保管場所管理システムに保管場所の管理に関するデータを入力して、受理日ごとに証明事務取扱簿を出力し、受理した証明申請の処理状況を管理すること。

(5) 手数料の徴収等

ア 手数料の納付時期

証明通知申請が到達したときは、既に証明通知申請に必要な手数料が納付されていることから、速やかに審査を実施すること。

イ 手数料の免除

OSSシステムは、手数料を免除することができないことから、交通部交通規制課長及び署長は、手数料の免除対象が証明通知申請を行わないよ

う適切な教示及び広報を行うこと。

ウ 手数料の返還

証明通知申請が警察署に到達した後は、申請者が申請を取り下げた場合を含め、手数料の返還はしないこと。ただし、申請者が申請手数料の免除対象であるとき、又は警察の責めに帰すべき事由があるときは、この限りでない。

9 申請に対する調査

申請に対する調査は、証明書の交付申請の場合にあっては提出された書面に、証明通知申請の場合にあっては警察署に到達した証明申請書に相当するデータ等を印字出力した書面にに基づき、次のとおり実施すること。

(1) 保管場所の適否の判断基準

申請に係る保管場所の適否は、保管場所の適否の判断基準（別表第2）により行うこと。

(2) 現地調査

ア 申請に係る保管場所の現地調査は、原則として調査事務を行う者が調査すること。

イ 申請に係る保管場所ごとに、収容可能台数を調査するため、駐車場調査票（別記様式第3号）を作成すること。

ウ 現地調査の結果については、調査復命書（別記様式第4号）により署長に報告すること。

エ 署長は、現地調査の結果、保管場所の確保について疑義のある場合は、関係者に照会するほか、必要な調査を行うこと。

オ 次の場合は、現地調査を省略することができる。

(ア) 国又は地方公共団体からの申請で、保管場所の確保が確実に認められるとき。

(イ) 証明書の再交付申請のとき。

10 証明書の交付、処分通知等

証明書の交付、証明通知等は、次のとおり行うこと。

(1) 証明書の交付等

ア 証明書を交付する場合

(ア) 署長は、証明申請書の記載事項に不備がなく、保管場所が確保されていると認めるときは、証明書を交付すること。

(イ) 証明書には、受理番号、証明年月日及び警察署長名を記入の上、正本と副本に契印し、正本に署長印を押印して交付すること。この場合において、証明書の書面に申請者等による記載事項の訂正箇所があるときは、同所に訂正確認印として署長印を押印すること。

(ウ) 証明書を交付したときは、証明事務取扱簿の証明書交付年月日欄に交付日を記載すること。この場合において、証明事務取扱簿の証明書交付年月

日欄への記載は、受領簿の受領年月日欄への記載をもって省略することができる。

(エ) 証明書交付後の記載事項の訂正は、認めないこと。

イ 証明書を交付しない場合

(ア) 現地調査の結果、保管場所が確保されていないと認めるときは、当該申請者に対しその理由を速やかに連絡するとともに、証明申請書の正本の右上部欄外余白に「不可」と朱書きをして交付すること。この場合において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示については、教示書（別記様式第5号）を証明申請書の正本に添付して交付すること。

(イ) 前記(ア)に規定する処分は、署長の決裁を受けて行い、処分を通知した日、その経緯等を証明事務取扱簿の備考欄に朱書きする、任意の様式の文書を作成する等により記録化しておくこと。

また、当該処分に係る証明申請書の副本及び関係書類は、会計年度ごとに一括して別冊として保存すること。

(ウ) 申請者からの申請の取下げにより証明書を交付しなくなった場合で、当該申請者から証明申請書に添付された書面の返還の要求があったときは、事務に支障があると認められるときを除き返還することができる。

ウ 証明書の交付期限

証明書は、証明の日から起算して1か月を経過した日（その日が休日に当たるときは、当該休日以降の最初の執務日。以下同じ。）以降は、交付しないことができる。

(2) 証明通知等

ア 証明可として証明通知をする場合

(ア) 署長は、証明通知申請の内容に不備がなく、保管場所が確保されていると認めるときは、速やかに証明通知を行うこと。

(イ) 証明通知を行う場合は、OSSシステムを用いて調査結果等を入力した上で、署長の電子署名を行うこと。

(ウ) 証明通知を行ったときは、証明事務取扱簿の交付年月日欄に証明通知日を記載すること。

イ 証明不可として処分通知をする場合

(ア) 証明通知申請の内容に不備（補正により解消されたものを除く。）があると認めるとき、又は現地調査の結果、保管場所が確保されていないと認めるときは、当該申請者に対しその理由を速やかに電話等で連絡するとともに、証明不可として処分通知を行うこと。

(イ) 前記(ア)の処分通知は、署長の決裁を受けた後、署長の電子署名を行って実施するものとし、処分を通知した日、その経緯等を証明事務取扱簿の

備考の欄に朱書きする、任意の様式の文書を作成する等により記録化しておくこと。

また、当該処分に係る関係書類は、不可とされた前記(1)ーイー(イ)と同様に別冊として保存すること。

ウ 留意事項

OS Sシステムを用いて審査結果を登録した場合は、内容の変更ができないことから、調査結果が正しく入力されていることを確認した上で、誤りのないよう登録すること。

11 証明書の再交付

(1) 申請

申請者から証明書の再交付の申請があった場合は、証明申請書により受理すること。この場合において、前記3に掲げる添付書面は不要とする。

(2) 再交付

ア 証明書の再交付の申請を受理したときは、保管場所管理システムにより証明書交付の事実を確認の上、証明書を再交付すること。

イ 再交付する証明書には、当該証明書の右上部欄外余白に「再交付」と朱書きし、受理番号及び証明年月日は、再交付に係る既に交付した証明書のものと同一とする。

ウ 現地調査は省略し、再交付の申請に係る手数料は徴収しない。

(3) 期限

証明の日から起算して1か月を経過した日以降の再交付の申請に対しては、証明書を再交付しない。

第4 ICカード等の取扱い

訓令第2条第6号のICカード等（以下「ICカード等」という。）の取扱いについては、訓令によるもののほか、次により行うこと。

1 使用する電子証明書

証明通知申請に係る事務において使用する電子証明書は、署長の電子証明書とする。

2 ICカード等の管理、使用等

(1) ICカード等行使者名簿への登載

署長は、指名したICカード等行使者を、ICカード等行使者名簿（別記様式第6号）に登載し、署長が指名するICカード等行使者を明らかにすること。

(2) ICカード等の管理及び保管

ア 電子証明書管理者は、ICカード等管理台帳（別記様式第7号）により、ICカード等に係る申請、受領、有効期限等の状況を明らかにすること。

また、ICカード等の破損、紛失、盗難、不正使用等事故のないように、使用の都度点検を行い、使用後は破損等の異常の有無を確認の上、施錠設備のある金庫等に保管すること。

イ 電子証明書管理者は、ＩＣカード等行使者以外の者にＩＣカード等を使用させ、又は訓令第２条第７号のＰＩＮ（以下「ＰＩＮ」という。）を知られることのないようにしなければならない。

(3) ＩＣカード等の行使

ア 電子証明書管理者は、ＩＣカード等が適正に行使されるようにするため、ＩＣカード等行使管理簿（別記様式第８号）を備え付け、貸与時間、返却時間等をその都度記載させること。

イ ＩＣカード等行使者は、ＩＣカード等を適切に行使するとともに、破損、紛失、盗難、不正使用等事故のないように厳重に管理しなければならない。
また、ＰＩＮを他に知られることのないよう、ＰＩＮの通知書をＩＣカード等とは別の施錠設備のある場所で保管しなければならない。

別表第1

審 査 項 目

項 目	摘 要
<p>1 証明申請書等</p> <p>(1) 申請者等が記入すべき欄に必要事項が正しく記入されているか。</p> <p>(2) 自動車の使用の本拠の位置は適切か。 原則、自動車の使用の本拠の位置とは、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地で、自然人の場合は申請者の住所又は居所等、法人の場合は事務所の所在地等である。 使用の本拠の位置として原則、認められない場合の例は、次のとおりである。 ア 割賦販売のため、自動車販売業者が当該自動車の所有権を留保している場合の自動車販売業者の事業所の所在地 イ 法人保有の自動車については、運転者の単なる自宅等（業務上の活動の拠点として実際に自動車を使用し、自動車の使用を管理している実態がある場合は除く。） ウ 申請者の勤務先の所在地 エ 保管場所が申請者の住所又は居所と異なる場合は、その保管場所の所在地 オ 家屋、社屋等の建築予定地 カ 申請者の住所又は営業の拠点として使用していない無人の倉庫</p> <p>(3) 保管場所の位置は適切か。</p> <p>(4) 申請者欄の記載は適切か。 申請者が法人の場合は、法人名のほか代表者の役職及び氏名が記載されているか。</p> <p>2 使用権原疎明書面</p> <p>(1) 自動車の保有者の土地又は建物を保管場所に使用する場合は、保管場所使用権原疎明書面（自認書）が正確に記載されているか。</p> <p>(2) 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合は、有効な保管場所使用承諾証明書等が添付されているか。 ア 駐車場の賃貸借契約書の写しは、申請者が契約当事者として記載されているものであること。 イ 書面により疎明する使用期間は、原則として申請が行われた日から起算して1か月以上であること。</p> <p>3 保管場所の所在図・配置図</p> <p>(1) 所在図には、自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置が分かるように道路及び目標となる地物が表示され、使用の本拠の位置と保管場所が異なる場合は、その間の距離が明記（市販の地図等を使用した場合は、半径2キロメートルの円を記載、自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置を線で結んで距離を表示する等）されているか。</p> <p>(2) 配置図には、保管場所、保管場所の周囲の建物、空地及び道路が表示され、保管場所の寸法や道路幅員等が明記されているか。</p>	<p>1</p> <p>(1) 証明申請書等の書面に記入された内容が明らかでないものは、申請者等に説明を求めるとともに、不備がある書面はその場で指導し、訂正させること（記載内容を訂正する権限（代理権）を持つ者か、確認の上訂正させる。）。</p> <p>(2) 使用の本拠の位置と申請者等の住所が異なるものについては、必要により、支店、営業所等が記載された登記簿の謄（抄）本の写し、公共料金の領収書、使用の本拠の位置に到達した申請者宛ての郵便物等の資料の提出を依頼し、使用の本拠の位置の真正性を確認すること。ただし、この資料の提出は申請者等の任意の協力に基づくもので、提出がないことを理由に不受理にしたり、そのような誤解を与える対応をしないこと。 使用の本拠の位置の真正性に疑義がある場合で、資料の提出がない場合は、申請者にその理由を質問し、口頭で回答を受けた上で記録化しておくこと。</p> <p>(3) 使用の本拠の位置と保管場所の位置が異なっている場合は、その間の距離を所在図により確認すること（所在図の添付が省略されている場合は、口頭により確認）。</p> <p>(4) 申請者の住所が運輸支局の登録時に提出する印鑑証明書の住所（住民票上の住所）と矛盾しないかを確認すること。</p> <p>2 保管場所の位置や使用者が申請書等の記載内容と一致しているか確認すること。 保管場所として使用する土地又は建物の名義上の所有者が死亡している場合にあっては、戸籍謄本、住民票、税代理人又は納税管理人として記載されている土地証明書の写し等により、事実上の相続を疎明する書面を、未だ相続の手続が完了していない場合にあっては、相続の権利を持つ者全員の使用承諾証明書を添付させること。</p> <p>3</p> <p>(1) 規則第1条第3項の規定により保管場所の所在図の添付を省略することができる場合に留意すること。</p> <p>(2) 複数の自動車を保管する保管場所の場合は、原則として当該申請に係る自動車の保管場所を明示して特定させること。</p>

別表第2

保管場所の適否の判断基準

判 断 基 準	摘 要
<p>1 保管場所の位置 (1) 道路以外の場所であること。 (2) 自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置との距離が直線で2キロメートルを超えないものであること。</p> <p>2 保管場所に通じる道路 (1) 当該申請に係る自動車が支障なく通行できるものであること。 (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項の規定に基づく自動車の通行禁止規制が行われていないこと。ただし、宮城県公安委員会が規制の対象から除外し、又は警察署長の許可を受けることにより、当該申請に係る自動車が通行することができると認められる場合を除く。</p> <p>3 保管場所の広さ 当該申請に係る自動車の全体を収容できる広さを有すること。</p> <p>4 法令上保管場所として使用し、又は自動車の進入が禁止されている場所 (1) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）の規定による危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等の周囲に空地として保有されている場所でないこと。 (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条の特別地域又は同法第21条の特別保護地区において環境大臣等の許可を受けなければ自動車を使用してはならない場所でないこと。</p> <p>5 その他 (1) 実際に当該自動車の保管場所として使用する意思のない名目上の保管場所でないこと。 (2) 証明書を交付した直後、自動車の保管場所としての使用契約が解除されると認められるものでないこと。 (3) 当該申請の保管場所としての土地又は建物の所有権等をめぐり紛争があるものでないこと。 (4) 自動車の保有者が単なる名義人でないこと。</p>	<p>車両制限令（昭和36年政令第265号）が適用される道路については、幅の制限に抵触しないものとする。</p> <p>商品置場、倉庫、作業所、荷さばき所等は特に注意すること。 駐車場使用料金が支払われていないものなどに注意すること。</p> <p>都市に居住する子等に親の名義で買い与えているものに注意すること。</p>

調 査 復 命 書

年 月 日

警 察 署 長 殿

申請者 _____ に係る自動車の保管場所を調査した結果は、次のとおり
であります。

調 査 事 項		1 申請書に記入された内容に誤りはないか。 ----- ない ある 2 保管場所が2 km以内であるか。 ----- ある ない 3 道路上の場所でないか。 ----- ない ある 4 保管場所に支障なく自動車が出入りできるか。 ----- できる できない 5 自動車全体を収容できる広さがあるか。 ----- ある ない 6 保管場所使用承諾証明書が添付されている場合は、 使用承諾を受けているか。 ----- いる いない 7 実際に使用できる状況にあるか。 ----- ある ない 8 申請書記載の住所に申請者が居住しているか。 ----- いる いない 9 保管場所使用承諾証明書の使用期間は 1か月以上あるか。 ----- ある ない	
特記 事項			
交付 予定日			
備 考			
1 調査結果については、各調査事項欄末尾の該当する項目を○印で囲むこと。 2 「特記事項」の欄には、保管場所の適否に関し必要と認められる調査結果について簡記すること。			

別記様式第5号

教 示 書

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

警察署長

I C カ ー ド 等 行 使 者 名 簿

証明通知申請事務に係る電子署名等に関する事務に従事する者を下記のとおり
指名する。

記

- 1 対象手続
証明通知申請事務
- 2 指名職員

課	職 名	氏 名	指名年月日	備 考

- 3 指名期間
年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第1号（第1条関係）

自動車保管場所証明申請書																														
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ																											
			<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">長さ</td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"> </td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"> </td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"> </td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"> </td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"> </td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"> </td> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"> </td> <td style="width: 10%;">センチメートル</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td style="border: 1px dashed black;"> </td> <td style="border: 1px dashed black;"> </td> <td style="border: 1px dashed black;"> </td> <td style="border: 1px dashed black;"> </td> <td style="border: 1px dashed black;"> </td> <td style="border: 1px dashed black;"> </td> <td style="border: 1px dashed black;"> </td> <td>センチメートル</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td style="border: 1px dashed black;"> </td> <td style="border: 1px dashed black;"> </td> <td style="border: 1px dashed black;"> </td> <td style="border: 1px dashed black;"> </td> <td style="border: 1px dashed black;"> </td> <td style="border: 1px dashed black;"> </td> <td style="border: 1px dashed black;"> </td> <td>センチメートル</td> </tr> </table>	長さ								センチメートル	幅								センチメートル	高さ								センチメートル
長さ								センチメートル																						
幅								センチメートル																						
高さ								センチメートル																						
自動車の使用の本拠の位置																														
自動車の保管場所の位置																														
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 年 月 日																														
警察署長 殿		〒 ()																												
		住所																												
		申請者	電話																											
		氏名																												
第 号 自動車保管場所証明書 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日																														
警察署長			印																											

※ 自動車の登録手続に必要な自動車保管場所証明書は、登録申請の日からさかのぼっておおむね1か月以内に発行されたものとなりますので、注意してください。

使用権原	自己・他人・共有	連絡先	氏名 電話	新規代替	登録番号等	前車 現車
------	----------	-----	----------	------	-------	----------

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置		(変更前)		
上記の事項について届出をします。				
年 月 日				
警察署長 殿		〒 () 住所 届出者 氏名 電話		

使用 権原	自己・他人・共有
----------	----------

連絡 先	氏名 電話
---------	----------

新規 代替	登録 番号等	前車	
		現車	

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあつては「新規」の文字を、法第7条（第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあつては「変更」の文字を○で囲むこと。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては「軽」の文字を○で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出 に係る保管場所である **土地・建物** は、私（当法人）の所有であることに間違いありません。

警察署長 殿

年 月 日

〒（ — ）

住 所

電 話

氏 名

- 備考 1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○を付けてください。
2 **土地・建物**については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に○を付けてください。

保管場所使用承諾証明書

			警察署長提出用
保管場所の位置		駐車場の名称	駐車位置番号
使用者	〒 (-) 住所		
	電話		
	氏名		
使用期間	年 月 日 から		
	年 月 日 まで		
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明			
〒 (-) 年 月 日 住所			
電話			
氏名			

備考

共有の場合は、必要な共有者全員の住所・氏名を記入してください。

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄

シャッターの有無	有 ・ 無
----------	-------

- 備考 1 使用の本拠の位置が旧自動車に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、保管場所が旧自動車の保管場所である場合又は使用の本拠の位置が保管場所と同一である場合には、所在図を省略することができます。
- 2 所在図には、保管場所付近の道路及び目標となる地物を表示するほか、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記し、これらの位置を直線で結んだ上で、その間の距離を明記してください。
- 3 所在図は、本様式に記載せず、保管場所付近の道路及び目標となる地物が確認できる既存の地図の写しを用いても構いません。
- 4 配置図には、保管場所並びに保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示するほか、保管場所にあつてはその平面の寸法、保管場所に接する道路にあつてはその幅員を明記してください。